

経済学博士村松祐次君の「近代江南の租棧—中国地主制度の

研究—」に対する授賞審査要旨

本書は清朝末期から民国にわたる中国の地主制度の実態を、蘇州とその近傍にあった租棧を中心として研究したもので、史料としては、東洋文庫、国立国会図書館、東京大学東洋文化研究所、京都大学人文科学研究所、ハーバード燕京研究所の所蔵でありながら、従来学界の注目をひかなかった各種の租棧関係私文書が用いられている。著者によると、「租棧と言うのは、大づかみに言うと、地主つまり管業戸であって、主として何らかの官職背景をもっている紳士が、他の地主からその所有地の管理経営を委託されて、これを自己の所有地や、受典地などと共に一括して管理し、コミッション・ベースでその全体から小作料を徴収し、その全体について税を代納するために設けた、土地の管理経営と包攬との大規模機構であり」、その形態と機能が詳細に叙述されている。この本は八つの部分（以下編と呼ぶ）から成り立っており、第一編には研究資料とした各種の文書について全般的な説明があり、第二編から第七編までに文書の内容紹介と細部の研究があり、第八編（英文）に個別研究の成果が総括されている。

第一編『近代中国の地主文書について——その種類と性質——』において、著者は、召由承攬と呼ばれる小作契約書、小作料の納入を促す納期到来告知書というべき「租由（租縁）」、小作関係台帳としての「租簿」・「租籍」・「租籍便査」、小作地台帳の「出由冊」・「魚鱗冊」、納税関係の簿冊「漕米冊」・「地丁冊」・「銀米冊」、租棧職員間の通信「字条」、小作人の人身拘束を行う場合の拘引令状「切脚」、切脚発行の記録としての「出切備査」冊、租

棧経営の決算記録「報鎖各号備査」冊などの内容を解説し、これらを通じて知られる地主の強大な支配力を説明している。

第二編『二十世紀初頭における蘇州近傍の一租棧とその小作制度——江蘇省吳江吳費氏恭壽棧關係「租棧便査」冊の研究——』は、小作關係台帳を分析して、何々「堂」何々「号」などと呼ばれた地主団体の性格、零細化した小作地片の三県あるいは四県にわたる広い分布、小作権の均分相続その他による分割、小作権の移転と重層化、殊に江北から移住してきた「客民」による兼併、小作料の算出方式と割引計算の有無、小作料水準と納入米貨幣換算率の變化、小作料徴収をめぐる諸問題、特に徴収に当る「催甲」の役割りと、小作料支払を官権をも用いて強制する差追の性格、小作料を支払わない小作人の人身を拘束する「管押」、などの問題を取扱っている。

第三編『国立国会図書館収蔵の「魚鱗冊」について』において、著者は江蘇省の元和県・長洲県・吳県地方の土地の台帳「魚鱗冊」を研究し、魚鱗冊には小作料収納のために租棧が作成した私文書としての簿冊があることを指摘している。税の徴収を行うために作った官簿としての魚鱗冊については、従来も研究が行われていたが、著者は、ある区域の土地全部を網羅的に記載する官簿とは異なり、土地の記載が選択的で、税とはみられない高額の米石数が記入されている簿冊を、租棧の小作料収納のための台帳と認めて史料としている。

第四編『清末江南における小作条件と小作料の催追について——江蘇省吳県范氏義莊、同吳氏會経棧の「召由」・「承攬」・「租由」・「字条」・「切脚」および「出切備査」冊の研究——』は、断片的な古文書の記載を寄せ集めて、小作料催追の様相を再構成しようとしたもので、官権と私利益との交錯關係の解明に重点が置かれている。小作

料の徴収に当る租棧の「催甲」のところに、租棧の要請によって衙門から「差役」が出動し、形式的には公権の行使者である「差役」が、官牌を掲げて地主のために滞った小作料を催促して歩き、支払わない小作人を官憲の発行する「切脚」によって拘引したり、首枷をはめたりする仕組みを説明し、「差役」には良民のほかにはしばしば無頼の徒が含まれており、また租棧主「老爺」、租棧の職員「師爺」と府州県の衙門の官人との間に緊密な協力関係があつて、「差役」の出動に関する諸費用等は、租棧の私会計から支弁された事実などを指摘している。

第五編『清末蘇州附近の一租棧における地主所有地の徴税・小作関係——江蘇省呉県馮林一棧関係地丁漕糧簿冊について——』は、清末の蘇州の官僚・学者・紳士・地主として有名な馮桂芬（林一は字）の租棧が保蔵したとみられる納税関係帳簿を中心とした研究である。郷里に定着した馮家の租棧を検討し、小作人が特定の地に繫縛されて、一定の貨幣額を「拔価」として支払うのでなければ永佃関係を離脱し得なかつたこと、丁役の負担が免除されるなどの特権的な地位にある紳士・地主の階層は、収税を代行して官権支配の手先になつていたが、彼等はまた他方において反官的な性格をも持ち得るものであつたこと、小作料収入と税支出との差額は甚だ大きく、州県の官吏の不正手段による収取を差引いてみても、租棧の収入が豊富であつたこと、紳衿豪戸の横暴は朝廷の上諭や地方官の奏摺で屢々非難され、馮桂芬もこのような批判を行つておりながら、彼自身が租棧を通じて保有地を殖やしてたと認められる事実などを指摘している。

第六編は『最近遇目した若干の中国地主関係文書について——哈仏燕京研究所収蔵の租絲その他——』は、比較的年代の新しい二十数通の小作料徴収期の告知書「租絲」その他を分析して、小作料収納の方法を検討したものであ

り、租棧が城市化し大規模化して行ったに拘らず、土地と耕作農民とを直接に強く把握していた状況を明らかにしている。

第七編 『清末民初の江南における包攬關係の実態とその決算報告——蘇州吳氏倉棧「報銷各号備查」冊の研究——』は、西曆一八九三年から一九二八年までの租棧の決算報告のための記録簿を分析したものである。「包攬」は、丁役錢の免除を受ける官戸・儒戸などのいわゆる「大戸」が、一般庶民「小戸」から土地の寄託を受け、税の代納を行うと共に、小戸にも丁役錢やその他の附加徴収の一部を免れさせ、その報償に錢財を受け取る仕組みで、包攬慣行と租棧慣行とは結合した場合が多かった。著者は吳氏倉棧の經營する土地面積、その収入・支出・損益を計算し、政治的經濟的な變動の大きかった前記の時代を通じて、經營内容の數量的な變化を辿っている。それによると、一九二二年までは地主収益の増大をあとづけ得るが、その後収入面の拡大が停頓すると共に、税を含む諸經費の増加が著しくなり、租棧の組織は存続しながら収益が急速に低下している事実がわかる。

第八編 *A documentary study of Chinese landlordism in the late Ch'ing and the early Republican Kiangnan* は、前記七編にみえる研究の成果を要約したものである。著者によって、租棧の性格が解明されると共に、清朝末期から民国初期にわたる時期にも、地主勢力がなお強大であった状況が明らかになった。

本書は租棧の作成した私文書に基いた実証的研究で、中国の社会史・經濟史の重要課題としての地主制に関して、従来の研究にみられなかった新局面を開き、日本の地主制との比較研究にも基礎を与えるところの、示唆に富む獨創的研究である。